

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

| | |
|-----------------------|---|
| 会 議 名 | 平成 29 年度第 2 回高松市廃棄物減量等推進審議会 |
| 開 催 日 時 | 平成 29 年 11 月 24 日(金) 10 時 00 分 ～ 12 時 00 分 |
| 開 催 場 所 | 高松市役所 11 階 職員研修室 |
| 議 題 | (1) 高松市一般廃棄物処理基本計画の改定の骨子(案)について (2) その他 |
| 公開の区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 |
| 上 記 理 由 | |
| 出 席 委 員 | 10 人 |
| | 生嶋暹、岩部旻、篠田大輔、高橋一成、古川尚幸、古川由美、 細谷芳久、松山千恵子、宮武寛、龍満美廣 |
| 欠 席 委 員 | 3 人 |
| 傍 聴 者 | 0 人 (定員 10 人) |
| 担 当 課 及 び 連 絡 先 | 環境総務課 (Tel.839-2388) |

審議経過及び審議結果

(1) 高松市一般廃棄物処理基本計画の改定の骨子(案)について

(事務局説明)

(委員)

事業系ごみの減量が進んでいない原因は何か。

(事務局)

アンケート調査の結果から、ペーパーレス化等にいつも又はほぼ取り組んでいる事業所が約 41%であったことや、事業所の約 26%が従業員に対してごみの減量等に関する研修や啓発を行っていないことなどが挙げられる。

(委員)

今後、減量化をどう進めるのか。

(事務局)

多量排出事業者など業者に対して、ごみの減量・再資源化に関する周知・啓発を行うなどして、その取組を促進する。

(会長)

アンケート調査結果について、事業分野ごとのデータはあるか。

(事務局)

事業分野ごとのデータはない。

(委員)

先日、キャップとラベルを取り除いてから、ペットボトルをごみ出しするよう自治会で説明したとき、キャップやラベル、ペットボトルの材質を全て同じものにするな

ドリサイクルしやすい製品を考えてもらいたいとの意見があった。

(事務局)

事業者と話せる機会があれば、そういった機会を活用して、より分別しやすい製品を検討していただくようお話する。

(委員)

我々は、キャップやラベルを取り除くことなどを市民にお願いしているが、事業系ごみは業者が分別せずに収集している。

(委員)

事業系の場合は、回収したあと分別し、洗っている。

(会長)

分別していないごみを業者が回収しているのは、回収した後の分別作業も含めた形で委託契約が締結されているのだと思う。

ごみの分別など自分達でできることを、できるだけ行うようにするためには、環境学習や周知、啓発といったものを行う必要があると思う。

(委員)

一般廃棄物処理基本計画は、市環境行政の基軸になるものだと思う。

ごみの減量・再資源化は以前から取り組んできた歴史があり、かなり厳しいところに来ていると思う。電力や燃料の削減でも、ある一定のところから下がらなくなる。そういった中、事業系ごみの減量について、現行計画では、当初目標である 10%削減を達成した後、22%削減に変更した根拠は何だったのか。市がどのような市民生活や産業活動を理想的な姿として施策に取り組み、その中で排出されるごみの量は、どのくらいの量が適正で、それをどのように再資源化するのがいいのかといったビジョンがなければ染み込まないところがある。

なお、再資源化率は、民間での再資源化が相当進んでいるため落ちて当然。

収集運搬に関する施策については、最高裁の判決を受け、どの様に計画に反映させるのか。

(事務局)

事業系ごみの減量目標については、事業系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量が、48 中核市の中、少ない方から 37 番目と多い方に位置していることや、その増減が近年横ばい状態であること、また、次期計画では、家庭系ごみ 1 人 1 日当たりの減量目標を約 10% として検討していることなどを考慮し、10%の減量を目標に考えている。

収集運搬については、直営で行っている定期収集の委託化を進めるとともに、適正かつ円滑に行える体制を確保し、運用することを考えている。

(委員)

人と企業が活動する中で、どのくらいごみを減量できるのか、またベストだと思える市の状態を考えて、ごみをどう扱うのか、何に対して力を入れるのかということ、こういう会で、色々な立場の人が、その立場で発言するといいと思う。

ごみの収集運搬については、平成 18 年の市町合併前まで 7 社 37 台で適正に処理できていたものを、合併後に約 160 社の許可が出た。最高裁の判決や環境省の通知が出た後、今年になり市は収集運搬の新規許可を制限した。

現在、約 150 社の許可業者があり 2 年ごとに更新するが、そのうち専門の業者は 20

社弱。近年、東京や大阪の大きい業者が、実際に活動していない許可業者を買収しているケースがあり、これは結果的に新規参入になるが、新規許可の制限では、こういったケースを制限できないので、計画でどう捉えるのかを教えてください。

(事務局)

現在、実施計画に、新規許可を制限する方針を記載している。

基本計画でも、収集運搬業の適切な許可や指導に取り組む旨、何らかの記載を行う。

(委員)

先程話したのは、新規許可を止めても、会社が身売りをすれば新規と同じなので、新規を止めた理由に従うならば、こいうったケースについて計画にどう反映させるのかということ。

もう一つは、目標設定も大事なので、これを計画にどう反映させるのかを聴きたかった。

(委員)

まず、目標設定については、将来目標や減量目標を何%と設定することは大事なことでと思う。

次に、業者の許可に関することについては、極端に言うと、新規参入であっても、入札によりコストを下げ、ごみを安く処理してもらえれば良いと思うので、審議会で諮る内容ではないと思うのだが。

(会長)

市としても、この場で結論を出すには難しいところがあると思うので、実施計画など、そういった機会でも検討いただきたいと思う。

ただ、目標については、積算根拠というか、どういった取組で10%削減を目指すのか、どういうところを頑張ればよいのかといったことが、分かった方がよいと思うので、可能であればそういったものを作ってもらえればと思う。

(委員)

商店街でも飲食店が非常に多くなってきており、観光客の誘致も考えると、事業系ごみの10%削減は難しいと思う。

(委員)

基本計画は極めて理念的なものなので、書いている内容に別に反対するようなことを書いていない場合は、これでいいとするしかないのかなと思う。例えば、適正に行うといったように書かれた場合、基本計画のレベルでは仕方がないので、具体的な話は実施計画に記載するのかなと思っているのだけれど、その理解でよいか。

(事務局)

基本計画には基本的な方針などを、実施計画には年度ごとの取組などを記載。

(会長)

実施計画の作成では、今日の意見を参考にしてもらえればと思う。

実施計画と基本計画に記載すべきことを整理しなければならず、基本計画については、これでいいのかなと思う。

実施計画レベルで、ごみを減量するための項目を具体的にする必要があるのであるのかなと思うが。

(事務局)

基本計画で何%減量するといった目標を掲げ、実施計画で年度ごとの取組を記す。

(委員)

経済界の意見としては、減量施策を進める際にインセンティブとなるものを取り入れるなどした方が、実効性が高いのではないかと思う。

また、実施計画レベルで具体的な施策が記載されるのであれば、PDCA サイクルにより、目標値と実施事業の関係が出ているのかを検証してほしい。

(委員)

リサイクル推進員制度は、リサイクルだけでなく、ごみの減量全体を包括しているので、全体の項目にかかるように記載してもらいたい。

また、県でも2Rを優先的に取り組むことを検討していると思うので、そういうことも踏まえて作ってもらいたい。

(2) その他（一般廃棄物の処理手数料の改定について）

(事務局説明)

(委員)

前回会長さんに一任しました市長への意見書は、概ねあの内容のとおりと思うが、本質的に言いたかったことは、今の算出方法では、減量を一生懸命すればするほど、単価が高くなり、処理原価が高くなるので、そこを考えてもらいたいということ。

以上